

扶養に関する申立書（新規・契約更新・条件変更）

提出日 令和 年 月 日

被保険者氏名： _____ 被保険者等記号・番号： _____

認定対象者（申立者）

氏名： _____ 生年月日（和暦）： _____ 年 月 日 続柄： _____

【収入に関する申立】

私は、労働契約内容による被扶養者認定にあたり、収入が給与収入のみであり、年金収入、事業収入、不動産収入、その他の継続的収入が一切ないことを申し立てます。

また、給与収入が収入基準額未満であることの確認資料として労働条件通知書（雇用先作成）等を提出します。

なお、労働契約内容から年間収入が判定できない場合は、本取扱いの対象外となり「所得証明書（直近分）」および「雇用内容証明書（健保所定用紙）+給与明細書直近1カ月分（写）」等を追加提出し、収入に関する申請を行います。

【労働契約の更新・条件変更に伴う手続き】

労働契約の更新（契約期間のみの更新を含む）または労働条件・収入内容等に変更が生じた場合には、その都度、労働条件通知書等と本申立書を提出し、速やかに被扶養者の認定要件の確認申請を行います。

【認定時の瑕疵に関する取扱いおよび認定後の条件変更等に伴う手続き】

提出書類や本申立内容に誤りがあり、被扶養者認定時点において被扶養者の認定要件を満たしていなかったことが判明した場合には、被扶養者資格が認定時に遡って取消となることを理解しており、速やかに取消手続きを行います。

また、被扶養者認定後に、労働契約の更新や労働条件の変更等により、被扶養者の認定要件を満たさなくなった場合には、その事由が生じた時点以降、被扶養者資格がなくなることを理解しており、速やかに削除手続きを行います。

これらいずれの場合においても、被扶養者資格を有していなかった期間に健康保険を利用していた場合には、東芝健保が負担した医療費・健診費用などについて、返還を求められることがあることを理解し、速やかに返還します。

【重要事項の理解確認】

（すべてに☑を付してください）

- 収入が労働契約内容に基づく給与収入のみであること
- 労働条件通知書等の内容で年間収入が判定できること
- 契約更新（契約期間のみの更新を含む）および変更時には労働条件通知書等の提出による申請が必要であること
- 被扶養者として認められる要件を満たさなくなった場合にはその時点以降扶養削除となり、削除手続きを行うこと
- 認定時に瑕疵があった場合は認定時に遡って取り消しとなること
- 資格がなかった期間に利用した医療費・健診費用等は返還すること

上記の内容をよく理解・同意し、収入に関する申立と労働契約内容による扶養認定申請を行います。

認定対象者（申立者）署名： _____